

指定管理者制度について

(平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知参考)

《指定管理者制度導入の目的》

平成15年6月の地方自治法一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が導入された。この制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

《指定管理者制度の概要》

1. 指定管理者に関する事項

- (1) 指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれている。
- (2) 地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるが、使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることができない。
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等である。

2. 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定める。
- (2) 利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める。
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定め、別途両者の間で協定等を締結することが適当である。

3. 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されていること。

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきである。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。

4 . 施行期日等

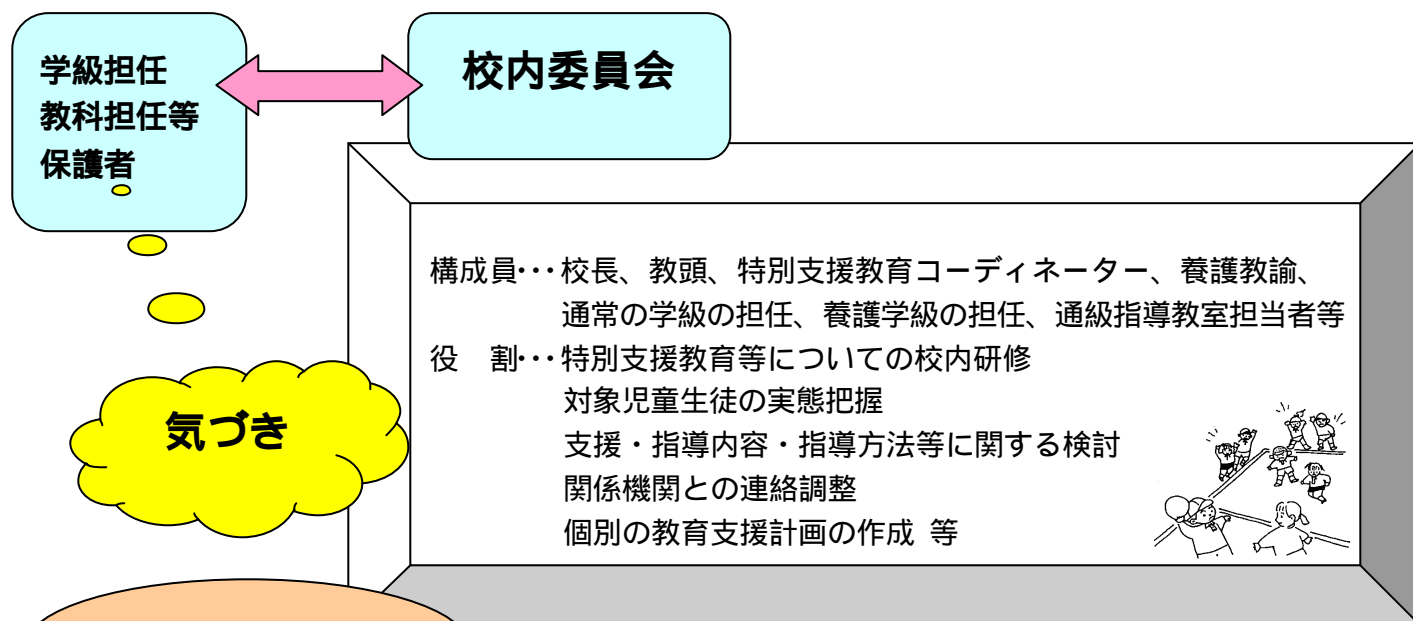
指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法の規定による指定等を行うこと。

5 . その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合には、指定管理者制度を採ることができない。

学校全体としての支援体制づくりを

校内委員会を中心に、支援体制を確立し、通常の学級における指導を支援していくことが必要です。特別な教育的支援の必要な児童生徒の実態把握を行い、保護者や関係機関と十分な連携をとりながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方等について検討しましょう。



気づき

語句の解説

LD【学習障害】(Learning Disabilities)

ADHD【注意欠陥/多動性障害】(Attention Deficit / Hyperactivity Disorder)

HFA【高機能自閉症】(High Function Autism)

PDD【広汎性発達障害】(Pervasive Developmental Disorders)

・【自閉性障害】(Autistic Disorder)

・【レット症候群】(Rett's Syndrome)

・【小児崩壊性障害】(Childhood Disintegrative Disorder)

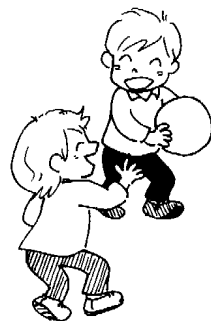
・**AS**【アスペルガー症候群】(Asperger's Syndrome)

・**PDD-NOS**【特定不能の広汎性発達障害】

(Parvasive Developmental Disorder Not Otherwise Specified)

DSM- 【精神疾患の分類と診断の手引き】[アメリカ精神医学会の診断基準]
(Diagnostic and Statistical manual of Mental disorders)

ICD-10【疾病分類の国際基準】[WHO (世界保健機構) の診断基準]
(International Classification of Diseases)



大阪府教育委員会事務局 教育振興室 障害教育課

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館内 TEL 06-6941-0351 FAX 06-6944-6902

WEB <http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/shogaikyoiku/index.htm>

大阪府教育センター 教育企画部 人権・教育課題研究室 障害教育グループ

〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13-23 TEL 06-6692-1882 FAX 06-6692-1898

WEB <http://www.osaka-c.ed.jp/kak/syougai/mein.htm>

気づきから
スタートしよう！！



LD、ADHD、高機能自閉症、
アスペルガー症候群の理解と支援について

しっかり見て！

ちゃんと聞きなさい！

なぜ、わからないの！

行をとばし
ているよ

昨日なあ！

ねえ！

文字の区別がしにくく、読ん
でいるところを目で追うこと
が難しい子どもだったら

ちゃんと見て読んでいるよ！
なぜ、ずれちゃうの？

つらい思い

先生、何を言っているの？
わからないよ…

教室の周りの音と先生の声を
区別しにくい子どもだったら

本人の思いと周りの理解のギャップ

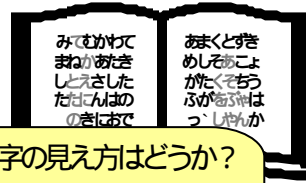
大阪府教育委員会

LDって?

* 学習面でつまずきが見られます
聞く等、特定のことに著しく困難が現れる場合もあれば、複数のことに現れる場合もあります

読む 書く 計算する
聞く 話す 推論する
その他、集団適応、対人関係、運動面での困難等が見られることもあります

繰り返し同じ行を読んだり、行をとばして読んでしまう



文字の見え方はどうか?
地と文字の区別はついて
いるかな?



筆算のけたがずれたり、空間図形が理解できない

LDとADHDを併せもつ場合も多いと言われています。
支援の手がかりは、障害名ではなく、あなたの前にいる子どもの実態把握と気づきです。
「あれ?」「このつまずきには原因があるのでは?」
あなたのその「気づき」が支援のスタートです。

学習面? 行動面? その両面?
どんなことで困っているの?

活動に必要な物を
よくなくしてしまう

一度に指示すると
混乱しやすいなあ

授業中にすぐ、立ち歩いたり、先生の質問が終わらないうちに答えてしまう

目や耳に入ったことに
すぐ反応しているなあ

少しの変化に圧倒されやすく、混乱する
話が一方的で、会話を始めたり続けたりすることは苦手
人付き合いのルールが理解できにくい
他の音も同時に入り、何が重要なことなのかわかりにくい
気配りは苦手で、機転がききにくい
聴覚・視覚・味覚・嗅覚等が敏感

注意しても、鏡文字になる



線を追視できないのかも?

ぎこちない歩き方や
走り方をし、縄跳びも苦手だ

自分の身体を空間の中で
とらえていないのでは

ADHDって?

* 多動・衝動性タイプと不注意タイプ
があります 混合型もあります

【行動特徴】

注意や集中力を持続できない
「つい」席を立ってしまう
話を最後まで聞けない
会話やゲームの邪魔をする 等

高機能自閉症って?

他人との社会的関係の形成の困難さ
「ことばの発達の遅れ」
「特定なものへのこだわり」
を特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れがないものをいいます

アスペルガー症候群って?

アスペルガー症候群も自閉症の範囲で知的な発達に遅れがないタイプにあたります
ことばの発達の遅れは伴いませんが、ことばの意味の理解やコミュニケーションが苦手で、社会性に困難があります

たとえばこんな工夫をすると、子どもはわかりやすいよ!

「読む」とき

文字を追いやすいよう、拡大したり、行間を広げたりする
カード等を利用し、一行だけが見えるようにする

「聞く」とき

ことばと同時に動作や絵や写真などを提示する
注意が集中できるよう、座席や話す人の位置を工夫する

「書く」とき

声に出して読みながら、書くようにうながす
手がかりとなる一画のポイントになる部分を書いておく

「計算」するとき

筆算の位ごとにマス目を色分けしてみる
繰り上がりの数字を書く小さな枠を用意する

「話す」とき

絵カード、単語カード、ジェスチャー等を活用する
突発的に話し始めたら、手をつないで気づきをうながす

「行動」するとき

目標や約束は一つか二つに精選する
不注意・多動・衝動への注意は指摘でなく肯定する形で

子どもの側に立って考える



がんばればできるよ!

「何を」がんばればいいの?

「どう」がんばればいいのか?

何度言ったらわかるの!

私だって、わかるよ
うになりたい!

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を

指示やルールは簡潔、明確に示しましょう
ことばの指示だけでなく、文字・絵・写真カード等の視覚的支援も同時に利用しましょう
適切な対応の方法や選択肢を提示しましょう
よいところをたくさんほめましょう
集団とのかかわりの中で支援を考えましょう

指導のポイント

強制や強い叱責は逆効果
衝動的な行動に巻き込まれてはいけません
反抗しているのではないことを十分に理解しておきましょう
「あとで」には必ずあとで対応しましょう

